

## 一関信用金庫ディスクロージャー誌記載内容の一部訂正について

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一関信用金庫ディスクロージャー誌「ICHISHIN REPORT 2023」、「ICHISHIN REPORT 2024」につきまして、貸借対照表の注記事項に一部記載漏れがありましたので、深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

## 記

## ①ディスクロージャー誌

## 「ICHISHIN REPORT 2023」

## — 資料編 —

頁	項 目	誤	正
4	貸借対照表の注記	<p>(1) ～ (16) (略)</p> <p>(17) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の <u>(追加)</u></p> <p>貸出金、～</p> <p>(18) ～ (19) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(20) 出資 1 口当たりの純資産額 7,013 円 6 銭</p> <p>(21) 金融商品の状況に関する事項 ①～③ (I) ～ (IV) (略)</p> <p>(22) 金融商品の時価等に関する事項 令和 5 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、～</p> <p>(1) 預け金 (略)</p> <p>(2) 有価証券 株式は取引所の価格、～ なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(23)から(25)に記載しております。</p> <p>(3) 貸出金 (略)</p>	<p>(1) ～ (16) (略)</p> <p>(17) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の <u>「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)、貸出金、～</u></p> <p>(18) ～ (19) (略)</p> <p><u>(20)「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は 130 百万円であります。</u></p> <p>(21) 出資 1 口当たりの純資産額 7,013 円 6 銭</p> <p>(22) 金融商品の状況に関する事項 ①～③ (I) ～ (IV) (略)</p> <p>(23) 金融商品の時価等に関する事項 令和 5 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、～</p> <p>(1) 預け金 (略)</p> <p>(2) 有価証券 株式は取引所の価格、～ なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(24)から(26)に記載してあります。</p> <p>(3) 貸出金 (略)</p>

— 資料編 —

頁	項目	誤	正
5	貸借対照表の注記	<p>(23) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、～ 以下(24)まで同様であります。</p> <p>(24) 当事業年度中に売却したその他有価証券</p> <p>(25) 当事業年度中に、～</p> <p>(26) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、～</p> <p>(27) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、～</p> <p>(28) 会計方針の変更</p>	<p>(24) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、～ 以下(25)まで同様であります。</p> <p>(25) 当事業年度中に売却したその他有価証券</p> <p>(26) 当事業年度中に、～</p> <p>(27) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、～</p> <p>(28) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、～</p> <p>(29) 会計方針の変更</p>

②ディスクロージャー誌

「ICHISHIN REPORT 2024」

— 資料編 —

頁	項目	誤	正
4	貸借対照表の注記	<p>(1) ～ (17) (略)</p> <p>(18) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の<u>(追加)</u></p> <p>貸出金、～</p> <p>(19) ～ (20) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(21) 出資 1 口当たりの純資産額 6,705 円 50 銭</p> <p>(22) 金融商品の状況に関する事項 ①～③ (I) ～ (IV) (略)</p> <p>(23) 金融商品の時価等に関する事項 令和 6 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、～</p> <p>(1) 預け金 (略)</p> <p>(2) 有価証券 株式は取引所の価格、～ なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(24)から(25)に記載しております。</p> <p>(3) 貸出金 (略)</p>	<p>(1) ～ (17) (略)</p> <p>(18) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の<u>「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)</u>、貸出金、～</p> <p>(19) ～ (20) (略)</p> <p><u>(21) 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は 160 百万円です。</u></p> <p>(22) 出資 1 口当たりの純資産額 6,705 円 50 銭</p> <p>(23) 金融商品の状況に関する事項 ①～③ (I) ～ (IV) (略)</p> <p>(24) 金融商品の時価等に関する事項 令和 6 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、～</p> <p>(1) 預け金 (略)</p> <p>(2) 有価証券 株式は取引所の価格、～ なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(25)から(26)に記載しております。</p> <p>(3) 貸出金 (略)</p>

— 資料編 —

頁	項目	誤	正
5	貸借対照表の注記	<p>(24) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、～以下(25)まで同様であります。</p> <p>(25) 当事業年度中に売却したその他有価証券</p> <p>(26) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、～</p> <p>(27) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、～</p>	<p>(25) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、～ 以下(26)まで同様であります。</p> <p>(26) 当事業年度中に売却したその他有価証券</p> <p>(27) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、～</p> <p>(28) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、～</p>

以 上